全美連

美容所賠償責任補償制度

(全日本美容業生活衛生同業組合連合会追加条項付賠償責任保険)

のご案内



この制度にご加入いただくには

- 加入資格:加入依頼人は全美連の組合員本人となります。
- 加入単位:1店舗ごとの加入となります。

※複数店舗が存在する場合、それぞれの店舗ごとの加入が必要となります。

申込方法:加入依頼書(別紙)に必要事項をご記入のうえ、掛金

と共に各支部へご提出ください。

補償期間と申込締切

補償期間:2014年9月1日午後4時~2015年9月1日午後4時

※新規加入の場合:補償開始時刻は午前O時となります。

※中途加入の場合:加入申込み月の翌月1日午前0時~2015年

9月1日午後4時となります。

申込締切:加入日の前月10日まで

※9月1日加入の場合は更改期につき、お早目にお申し込みください。



全日本美容業生活衛生同業組合連合会

※この制度は団体保険契約者である全美連が、組合員の加入依頼に基づき組合員本人を加入依頼人として引受保険会社と締

※この制度は団体保険契約者である主美連が、組合員の加入依頼に基づき組合員本人を加入依頼人として引受保険会社と締結する賠償責任保険によって運営されています。 ※記名被保険者(保険の補償を受けられる方で加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方)は組合員本人となります。被保険者(保険の補償を受けられる方)は組合員本人、その役員、従業員となります。 ※この制度での「補償期間」は「ご契約期間(保険期間)」、「補償額」は「ご契約金額(保険金額)」、「補償金」は「保険金」、「掛金」は「保険料と運営事務費の合計」と読み替えるものとします。

2014年7月作成

美容所賠償責任補償制度とは • • •

お客様にケガをさせたり、お預かりした物をこわしたり… このようなとき、おわびをするだけでは済みません。損害賠償責任が発生します。

当制度は、日本国内で美容所の美容業務にかかわる不注意(過失)や、美容施設の欠陥による事故が原因で、補償期間中にお客様など第三者にケガをさせた りお客様の物をこわしたりしたことによって、美容所が法律上の損害賠償責任を負担される場合に補償金をお支払いする補償制度です。損害賠償の認識も高 まり賠償額も年々高くなる中、組合員の皆様のお店の安定経営の一助として、是非美容所賠償責任補償制度にご加入ください。

対人事故

対物事故

こんな時にお支払いします

◎ 美容師法に基づく業務による事故が対象となります。

美容所以外で施術する訪問美容は対象外です。ただし、社会福祉施設等入所者や、美容所に来ることができない方の居宅での施術は対象となります。(受託物の補償はありません。)

お仕事に関連したもの

業務遂行に起因する賠償責任〈対人〉



- 薬品や器材の使用を誤り、お客様の頭皮・毛髪・ 顔面などに損傷を与えた。
- 社会福祉施設等入所者や、美容所に来ることがで きない高齢者などの居宅などにて施術中、お客様 にケガをさせた。

〈人格権侵害・宣伝障害による事故〉

業務遂行に起因する賠償責任〈対物〉



- 施術中誤って、お客様の衣服を汚した。
- 染毛剤で老人ホームの床を汚してしまった。
- お客様のメガネを床に落としてこわしてしまった。

受託物に起因する賠償責任



来店されたお客様からお預かりした携行品(衣服 メガネ・かさなどの受託物)を不注意によりこわ したり、盗まれた。

※訪問美容の場合はお支払いしません。

お店の設備などによるもの

施設や設備等の賠償責任〈対人〉



●床が濡れたままに なっており、お客 様がころんでケガ をした。



● 標識灯や看板が飛 んだり、倒れたり して通行人にケガ をさせた。

お支払いする補償金



被害者となられたお客様に支 払う損害賠償金(治療費・慰 謝料・修理代・洗濯代・その 他)、見舞品代



事故発生後その損害防止軽 減に必要な費用(応急手当・ 病院への護送費など)



訴訟費用や弁護士費用(保 険会社の事前承認を必要と します。)

掛金と補償額は

①掛金は1店舗あたり年間1.600円です。

- ※掛金は本制度の運営事務費(600円)および保険料(1,000円)で構成されています。
- ※掛金は全て各都道府県美容組合経由の収納となります。 (この制度では口座振替を行いません。)
- ②補償額は

対人補償

1名につき5,000万円まで 1事故につき**1**億円まで

対物補償

・来店されたお客様を万引犯と間違えて不当に拘束した後、無実であることが判明した。

1事故につき300万円まで

受託物に関する補償は補償期間を通じて500万円が限度となります。

現金およびアクセサリーなどの補償

●現 金

盗難のみ対象となり、1事故2万円を限度として実額が補償されます。

●アクセサリー、宝石、貴金属

補償の対象となるものは、時価(損害が発生した地および時における価額)5万円以下の物 に限ります。

補償金をお支払いできない主な場合

《施設所有管理者賠償責任、昇降機賠償責任、受託者賠償責任、人格権侵害・宣伝障害共通》

- ① 故意による事故。ただし、保険金を支払わないのは、記名被保険者およびその被 保険者が被る損害にかぎります。
- ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象による事故。
- ③ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する事故。ただし、保険金を支払わないの は、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ④ 原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任。
- ⑤ 汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する事故。
- ⑥ 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する事故。 など

- ① 美容所の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する事故。
- ② 航空機、自動車の所有、使用もしくは管理(貨物の積み込みまたは積み下ろし作 業を除きます。)に起因する事故または美容所外における船、車両(自動車およ び原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用も しくは管理に起因する事故。
- ③ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具 から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する事故。
- ④ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等に起因する事故。
- ⑤ パーマネントウェーブ用材をまつ毛パーマなど本来の目的以外に使用したことに起因する事故。
- ⑥ 什上がり (髪型、毛染の色など) 不良。
- ⑦美容師法、都道府県条例などに違反する訪問美容などにおける事故。
- ⑧ 婚礼など美容所以外の場所に訪問して施術した場合の事故。(社会福祉施設等入 所者や、美容所に来ることができない方の居宅での施術は対象となります。)

⑨ 訪問美容の際のお客様送迎中の事故。

〈昇降機賠償責任固有〉

- ①昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する事故。
- ② 修理、保守、点検等のために使用される材料または部品(支給財物)の損壊による 事故。

《受託者賠償責任固有》

- ① お客様から預けられていない携行品の盗難、紛失による事故。
- ② 訪問美容におけるお客様からの受託物に対する事故。
- ③お客様が店頭に置いた自転車、バイク、自動車などの盗難、破損による事故。
- ④ お客様から預かった貨幣、紙幣の紛失による事故。
- ⑤ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等に起因する事故。 など

《人格権侵害・宣伝障害固有》

- ① 採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者に よって行われた行為に起因する事故。
- 最初の行為が補償期間の初日前に行われ、その継続または反復として、被保険者 によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する事故。
- ③ 契約違反による宣伝障害に起因する事故。ただし、書面によらない合意または約 束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。
- ④ 宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する事故。など

その他にも、お支払いできない場合がありますので、詳しくは支部・組合または引受保険会 社にお問い合わせください。

補償金をお支払いする損害の種類と内容

1)+2=	損害賠償金	損害賠償請求権者(被害者)に対して支払った損害賠償金です。損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。	対人事故 身体の障害を被った被害者の逸失利益、入院費などの治療費、休業補償費、慰謝料など					
少損者			対物事故	損壊した財物の修理費用、修理	里不能の場合はその	の交換価額		
②損害	『防止費用	事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のための費用のうち必要または有益であった費用です。						
③緊急	急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。						
4権利	保全行使費用	第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために支出した費用です。						
⑤争訟	公費用	浦 損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用などです。						
⑥協力費用 引受保険会社が損害賠償請求の解決にあたる場合に、引受保険会社の求めに応じて被保険者がこれに協力するために支出し						かに支出した費用です。		
⑦事故対応特別費用		補償の対象となる損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがある場合において、その対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用、通信費など)を補償します。(1,000万円限度)						
⑧被害	者対応費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出し限度とします。	た見舞品の	購入費用です。右表の額を	死亡の場合 死亡以外の場合	被害者1名限度額 10万円 1万円		

- 注1 ①から⑥までの保険金を合算して補償額が限度となります。
- 注2 ②から⑧までの保険金については、結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。
- 注3 重要事項説明書の「1. 賠償責任保険(美容所賠償責任補償制度)の概要」をご覧ください。

事故発生時の加入者の対応について

対人 事故 もし事故を起こしてしまったら、落ち着いてお客様のケガの状況に応じて、病院に行っていただいてください。(できれば同行してください。)

お客様自身も動揺されていますので、誠意をもって気持ちが落ち着くよう、また、双方が冷静に対応できるように心掛けてください。また、必ず所属する支部・組合へもただちに報告相談し、アドバイスを受けてください。なお、この段階でお客様から示談金の意味で現金を要求される場合がありますが、絶対に現金は支払わないでください。もし脅迫や営業妨害されるなどの危険が生じたら、ただちに警察および支部・組合を通じ引受保険会社へ連絡してください。事故後はできるだけ早い段階に(見舞品を持参の上)お客様のケガの状況を伺って、今後についての話し合いをしてください。

対物 事故 ・まず被害品の損害状況を把握し、美容所側に不注意な点があったかどうか今一度確認してください。その場でお客様との示談交渉はせず、支部・組合または引受保険会社へ連絡してアドバイスを受けてください。その際、被害品は事故の証として重要なものですので、組合・支部から指示があるまで捨てずに保管してください。

事故発生の際の注意点

1. 円満な解決を試みる

事故が発生した場合は、ただちに引受保険会社へ相談し、適切な指示を受けてください。 どんな小さい事故でも、必ず発生直後に報告だけは入れておいてください。 事故報告をただちにご連絡いただけませんと補償金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

2. 安易に全責任を認める発言はしない

お客様の体質などに起因する事故の場合もあり、きちんと確認してから回答してください。

3. その場で示談金を提示しない

(事前に引受保険会社に了解を得ないで示談した場合は、お支払いできない場合もあります。)

引受保険会社が示談代行することはできないため、組合 員の皆様が被害者と示談していただくことになります。た だし、解決のためのご相談や難航事案の場合は、別途引 受保険会社にお申し出ください。

4. 事故に関する支払費用は必ず領収書を取り付ける

事故はお店と美容業の信用にかかわることです

- ●カウンセリングでお客様の体調などに注意する。
- ●染毛剤などの液だれに注意する。
 - 9 බං
- ●預かり品は番号札などの工夫をして保管する。

- ●初めてのお客様は特に慎重に。
- ●ストレートパーマの施術は慎重に。
- ●一見して高価な衣服は特に注意する。

※このパンフレットは賠償責任保険の概要を記したものです。 詳しい内容につきましては、各都道府県組合、引受保険会社までお問い合わせください。

各都道府県美容組合 電話番号一覧表

北海道 011-621-9659	埼 玉 048-862-2600	岐 阜 058-254-0861	鳥 取 0857-22-4234	佐 賀 0952-25-0625
青 森 017-776-8570	東 京 03-3370-2131	静 岡 054-251-2638	岡 山 086-222-3221	長 崎 095-823-7278
岩 手 019-622-0868	千 葉 043-273-5151	愛 知 052-331-5151	広島 082-296-2220	熊 本 096-375-8555
秋 田 018-893-4018	神奈川 045-261-0131	三 重 059-228-6841	島 根 0852-27-6060	大 分 097-554-5878
山 形 023-641-5222	山 梨 055-253-5667	滋 賀 077-524-2313	山 口 083-973-0816	宮 崎 0985-29-3111
宮 城 022-223-2821	新 潟 025-223-0991	京 都 075-811-0211	香 川 087-867-3510	鹿児島 099-254-3117
福 島 024-983-6150	富 山 076-441-8501	奈良 0744-22-1630	徳 島 088-678-8888	沖 縄 098-996-3991
群 馬 027-230-2277	長 野 026-228-0404	和歌山 073-474-1060	高 知 088-873-6954	
栃 木 028-651-5225	石 川 076-221-1908	大 阪 06-6245-2612	愛 媛 089-924-7844	

兵庫 078-575-5885



全日本美容業生活衛生同業組合連合会

井 0776-28-5200

(引受保険会社)

城 029-224-8215

日本興亜損害保険株式会社 (2014年8月31日まで) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (2014年9月1日から) 医療・福祉開発部第三課

福

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-56-4 (美容会館7F) TEL 03(3379)2064 ホームページアドレス http://www.biyo.or.jp/

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3

福 岡 092-715-8211

TEL 03(3593)6246

受付時間:平日の9:00~17:00 (土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)

日本興亜損保と損保ジャパンは、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

(取扱代理店) 古河林業株式会社 〒114-0015 東京都北区中里1-10-6 TEL: 03-5815-7260 受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)